

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

～中国の会社更生手続(サンテックの事例を題材に)～ 中国・台湾弁護士 許 明義

II 中国法令アップデート

- 事業者結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定(意見募集稿)(商務部)
- 低炭素製品認証管理暫定弁法(国家発展改革委員会等)
- 職業病診断及び鑑定管理弁法(改正)(国家衛生・計画生育委員会)
- 国内適格機関投資家国外証券投資管理試行弁法(意見募集稿)
- 国内適格機関投資家国外証券投資管理試行弁法の実施の関連事項に関する規定(意見募集稿)(中国証券監督管理委員会)
- 対外投資提携分野における競争行為の規範に関する規定(商務部)

III 中国万感

～中国の新ファーストレディーの外交デビュー～ 顧問 李 彬

◆上海・シンガポール・名古屋オフィス開設のお知らせ◆

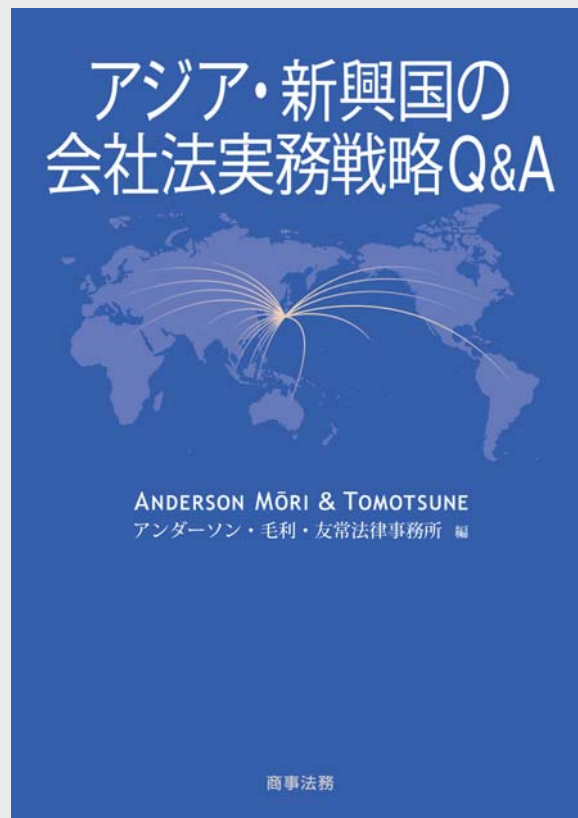
この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、上海、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

◆東京オフィス移転のお知らせ◆

当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせて東京オフィスを移転することになりましたのでお知らせいたします。移転先および移転時期は次のとおりです。

移転先: 〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階
時期(予定): 新オフィスでの業務開始は、2013年7月中旬を予定しております。

当事務所の弁護士が分担して執筆した「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)が近日中に書店で発売されます。中国、台湾を初め、アジア・新興国の13の国及び地域の会社法制を紹介しており、アジア・新興国戦略を推進する日本企業にとり必携の書と言えます。中国部分(メインランド)の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、若林耕弁護士、アソシエイトの石黒昭吉弁護士、矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士が、台湾部分の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、アソシエイトの矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士、台湾弁護士の呉暁青弁護士がそれぞれ担当しています。

「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)

I Lawyer's Eye



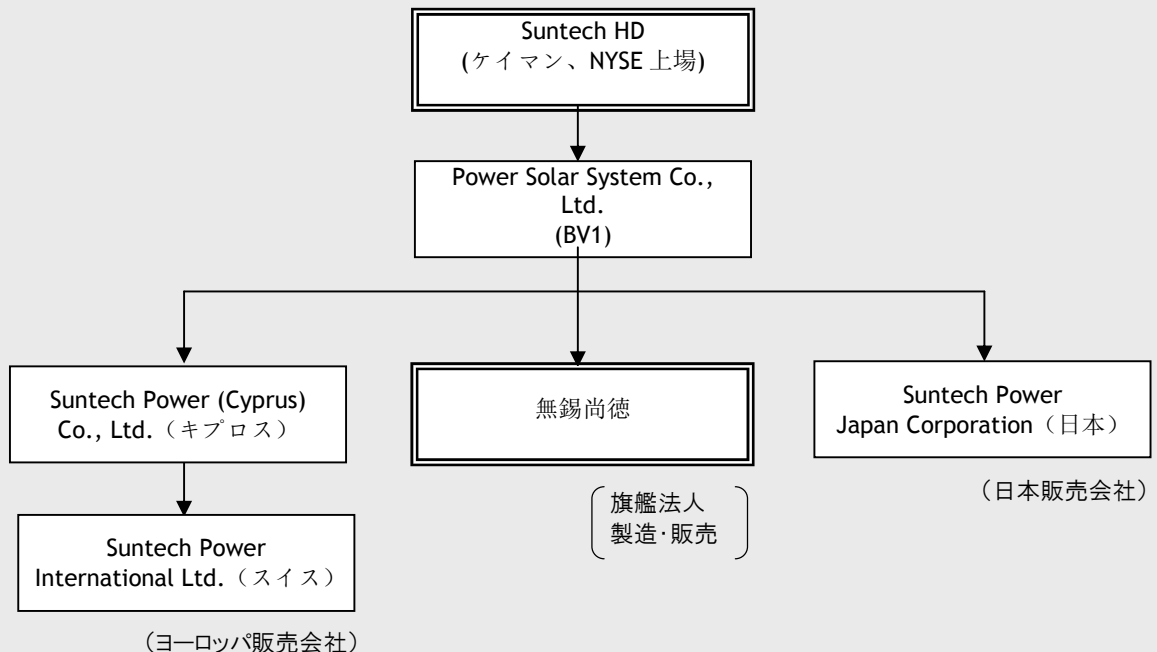
中国・台湾弁護士 許 明義

1. サンテックの更生手続開始

最近中国を賑わせている大型倒産事件に無錫尚徳太陽能電力有限公司(以下「無錫尚徳」という。)の会社更生(中国語:重整)事件がある。同社は中国最大手の太陽電池メーカーである尚徳(サンテック)の持株会社である Suntech Power Holdings Co., Ltd.(ケイマン法人、ニューヨーク上場。以下「Suntech HD」という。)の 100%孫会社であり、中国において太陽電池の生産に従事するサンテックグループの主要な事業会社である(サンテックグループの持株構造は下図を参照されたい。)¹。

サンテックは、2001年の創業後、2005年12月にニューヨーク上場を果たし、その後も2010年には世界最大の太陽電池メーカーとなるなど、急成長を遂げた企業であった。しかし、報道によればリーマンショックやここ数年の太陽光パネルの値下がりにより財務状態が悪化し、本年3月15日には Suntech HD の 5.41 億米ドルの転換社債がデフォルトとなるに至り、3月18日には債権者により無錫尚徳に対する更生手続開始申立てが行われた。本稿では、無錫尚徳の事例を題材として、中国の会社更生手続の流れを簡単に紹介する。

【持株構造図²】



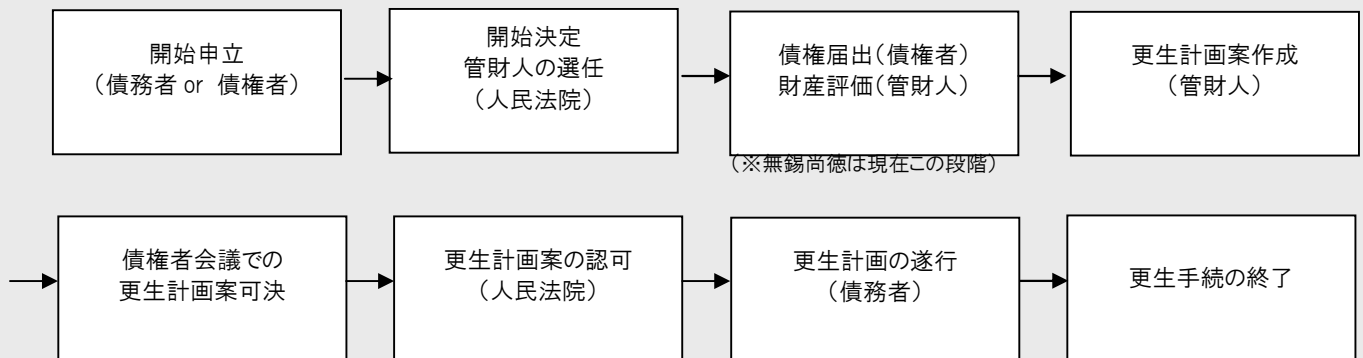
¹ Suntech HD ではなく無錫尚徳について更生手続が開始されたのは、Suntech HD 自体は上場用にケイマンに設立された持株会社で、現物の資産の大半は無錫尚徳が保有しており、事業も無錫尚徳によって行われているためではないかと推測される。

² サンテックパワージャパン株式会社ウェブサイト上の「サンテックパワーホールディングス子会社無錫サンテックパワーの会社更生法申請に関して」(<http://www.suntech-power.co.jp/news/pdf/20130321.pdf>)に基づき作成した。

2. 中国の更生手続の概要

(1) 手続の概要

中国の更生手続の流れは次の通りである。



中国の更生手続も、日本の更生手続と同様、管財人による債務者の経営・財産の管理³、更生計画案の作成が行われ、債権者集会での更生計画案の議決、裁判所(人民法院)による認可、当該計画に従った債務の弁済⁴、経営の再建が行われる。

Suntech HD の開示書類及び報道によれば、無錫尚徳の更生手続は現在までのところ次のような経過をたどっている(括弧内は関連する法人に関する動向である。)

2013年3月11日	(Suntech HD の転換社債 5.41 億米ドル(弁済期限:2013年3月15日)の60%強の債権者との間で弁済期限猶予の合意の成立)
3月15日	(Suntech HD の転換社債 5.41 億米ドルのデフォルト)
3月18日	中国銀行他7行による無錫尚徳の更生手続開始の申立て
3月20日	無錫市中級人民法院による更生手続開始決定 管財人(計10名)の選任
4月9日	(欧州の事業会社である Suntech Power International Ltd.につきスイスの裁判所による弁済猶予の決定と管財人の選任)
5月8日	債権者による債権届出期限
9月20日	管財人の更生計画案の提出期限(ただし3ヶ月の延長がありうる。)

(2) 債権者の処遇

中国の更生手続では、債権者の有する債権は(1)共益債権⁵、(2)担保付債権、(3)労働債権等⁶、(4)租税債権、(5)一般債権に分類される。共益債権は更生計画によることなく随時弁済を受ける

³ 債務者が経営・財産の管理の継続を行ういわゆる DIP 型の手続も裁判所の許可を経ることで可能とされている。

⁴ 更生計画に基づく債権カットは更生計画の遂行が完了した時点で効力を生ずる。

⁵ 共益債権には、更生手続開始後の労働債権や社会保険料債権のほか、不当利得返還請求権、人身損害による債権等が含まれる(企業破産法 42 条)。

⁶ 更生手続開始前に未払である賃金債権、経済補償金債権等が含まれる。

ことができる。他方でその他の債権は更生計画に従った弁済を受ける。次の点に留意が必要である。

- ✓ 担保権の実行は、更生手続中(更生手続開始から更生計画の遂行完了まで)、原則として禁止される。
- ✓ 更生計画に従った弁済を受けるためには届出期間内に債権届出を行う必要がある⁷。届出期間は更生手続開始決定から30日以上3ヶ月以内で設定される。ただし労働債権等は届出を行う必要はない。
- ✓ 更生計画案の決議は債権者の分類毎に別々の組で行われる。全ての組で債権総額の3分の2以上の賛成を得ることで可決され、人民法院により認可される⁸。
- ✓ 更生計画案では、原則として、担保付債権については担保目的物からの全額の弁済、労働債権等と租税債権はその全額の弁済、及び一般債権は破産の場合の弁済率を上回ることをそれぞれ確保することが要求されている⁹。
- ✓ 債権届出を怠った場合は、更生手続中に弁済を受けることができず、手続終了後に更生計画に規定された弁済率に従って弁済を受けることになる。

3. 小括

2007年に現行の企業破産法が施行されたものの、その利用はあまり進んでいないというのが一般的な評価である。これまで中国において企業破産法の活用が進まなかったのは、雇用維持を大前提とする地方政府の強い意向があったためとも言われている。地元経済への影響を考慮しすぎたがゆえに、不採算の企業に対する支援が行われ、中長期的なビジョンもないまま、企業の存続のみが重視されてきたとも言える。

本稿で取り上げた無錫尚徳の事例も、会社更生という法的倒産処理手続が利用されているものの、無錫市政府が会社更生の枠組みを利用して無錫尚徳の存続を図っているという見方もある。このような「政策的な倒産」には従前から批判もあるところである。無錫尚徳の事例は、知名度の高い企業だけに、中国の倒産処理手続が「政策的な破産」から、透明性の高い「法的な破産」に向かって変化できるのか、ひとつの試金石として注目を集めている。

⁷ 企業破産法 48 条。

⁸ 債権者会議において可決されない場合でも、一定の要件を満たすときには人民法院が更生計画案を認可することが可能とされている(企業破産法 87 条)。

⁹ 企業破産法 87 条。

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

最新中国法令の解説

<独占禁止法>

事業者結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 昨年来、審査の遅延が話題となっている中国独禁法における事業者集中審査について「簡易案件」と認定されるための基準の意見募集稿である。関連市場や上流・下流の市場における市場シェア、中国国内で事業を行う予定が存在しないこと等が認定の要件として規定されている。詳細は和訳を参照されたい。もっとも、簡易案件と認定された場合の効果、例えば手続がどのように簡素化されるのかといった事項に関する規定が存在しないため、今後の動向に注目する必要がある。

(意見募集期間:2013年4月3日～同年5月2日)

[原文] [关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定\(征求意见稿\)](#)

[全訳] [事業者結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定\(意見募集稿\)](#)

<低炭素製品>

低炭素製品認証管理暫定弁法(国家发展改革委員会等)

[ポイント] 本弁法は、「認証認可条例」等に基づき、低炭素製品(同種商品又は機能が同様の製品と比較し、炭素排出量が関係低炭素製品評価基準又は技術規範の要求を満たす製品)につき、認証機関による認証手続及び証書、製品や包装に貼付することができるマークなどについて定めたものである。なお、低炭素製品認証を受けた製品をリストアップした目録が別途公布される。

(2013年2月18日公布、施行)

[原文] [低碳产品认证管理暂行办法](#)

<労働>

職業病診断及び鑑定管理弁法(改正)(国家衛生・計画生育委員会)

[ポイント] 本弁法は、職業病診断及び鑑定の手続などを定めたものであり、根拠法である「職業病予防治療法」の改正(2012年2月3日付け法令調査報告書ご参照)に伴い、改正を行うものである。職業病診断は、従業員に職業病の疑いがあるときなどに使用者に手配が義務付けられ、職業病鑑定は、当事者がこの職業病診断の判定に不服がある場合に、現地衛生行政部門に申請して行われる。本改正では、「職業病予防治療法」の改正の流れを受け、この職業病診断に際し、職業病診断機関が資料の開示を求めた場合には、使用者が通知を受領してから10日以内の提供義務が定められるなど、使用者側の協力義務が強化されている。

(2013年2月18日公布、施行)

[原文] [职业病诊断与鉴定管理办法](#)

<QDII>

国内適格機関投資家国外証券投資管理試行弁法(意見募集稿)

国内適格機関投資家国外証券投資管理試行弁法の実施の関連事項に関する規定 (意見募集稿)(中国証券監督管理委員会)

[ポイント] 中国国内の証券投資ファンド及び証券会社が国外の金融商品に対して投資を行う場合(国内適格機関投資家(QDII))の資格要件や管理に関する 2 つの規定の修正案である。主要な改正点は次の 3 点である。(1)QDIIとなるための要件における資産規模と事業年数が削除され、(2)証券投資ファンドが自らの国外支店・営業所を運用会社とする場合の資産規模と事業年数の要件が削除され(証券会社は元々かかる要件がなかった。)、(3)QDII が投資できるデリバティブ商品が、中国証券監督管理委員会が指定した取引所に上場しているものに限定されていたところを、同会と覚書を締結している国・地域の証券取引所に上場しているものと拡大された。

(意見募集期間:2013年3月14日~同年4月13日)

[原文] 合格境内机构投资者境外证券投资管理试行办法

关于实施《合格境内机构投资者境外证券投资管理试行办法》有关事项的规定

<対外投資>

対外投資提携分野における競争行為の規範に関する規定(商務部)

[ポイント] 本規定は、「対外貿易法」、「不正競争防止法」、「対外労務合作管理条例」及び「国外投資管理弁法」等に基づき、中国国外投資活動などを行う中国企業による国外の事業活動につき、対外投資提携分野不正競争行為を行うことを禁止するものである。ここでいう対外投資提携分野不正競争行為は、商業賄賂による市場取引の機会の奪取、競争相手の排除を目的とした不正当価格競争行為、談合入札などがあげられている。商務部が対外投資提携分野不正競争行為を行ったと認定した企業は、3年間、国家の関係支援政策を享受することができなくなる。(2013年3月18日公布、同年4月18日施行)

[原文] 规范对外投资合作领域竞争行为的规定

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

<速報>

中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会(CIETAC 上海分会)は、名称を「上海国際経済貿易仲裁委員会(上海国際仲裁中心)」(略称は SHIAC)へと変更しました。また SHIAC の新しい仲裁規則と仲裁人名簿が 5 月 1 日から施行されます。これは CIETAC 本部と上海分会及び華南分会(現・華南国際経済貿易仲裁委員会)との紛争を背景するものです。これまでの紛争の動向については本ニュースレター2013年1月17日号と2012年9月4日号をご参照ください。

SHIAC ウェブサイト:<http://www.cietac-sh.org>



中国万感



【中国の新ファーストレディーの外交デビュー】

顧問 李 彬

今年3月、中国の国家主席に習近平(Xi Jinping)が就任した。彼の外国への公式訪問に夫人である彭麗媛(PENG Liyuan)が同行して以来、中国では初めてのファーストレディーブームが起きている。

これまでの国家主席夫人はあまり存在感がないという印象であったが、彭夫人の動向やファッションがメディアやインターネット上で大きな関心を寄せられている。例えば、習氏の最初の訪問先であるモスクワに到着した彭夫人の姿をメディアが放送した当日に、その日彼女が着ていたコートやバッグと似た商品がTaobao(淘宝)等のオンラインショップでの販売数が急増した。このコートやバッグは「例外」という中国のブランドのものではないかと報道され、ブランドの知名度も爆発的に高まった。

彭夫人がこれほどまでに注目されているのは、元々彼女が著名歌手でありほぼ毎年春節前日のテレビ番組(「春晚」と呼ばれる日本の紅白歌合戦に相当する番組)に出演している他、エイズ予防の公益CMのイメージキャラクターを務めるなど、非常に知名度が高いことが一因だろう。

彭夫人は中国メディアで自信に満ち、優雅で、親しみやすいファーストレディーという高評価を受けており、多くの中国人が、彼女が中国のイメージ向上に貢献するだろうと期待している。

TOPICS

2013年4月8日

当事務所のシンガポール、上海、名古屋オフィス新設および東京オフィス移転に関する記事が日本経済新聞に掲載されました。

「上海などにオフィス新設」

(日本経済新聞 第15面 2013年4月8日)

2013年4月8日

当事務所のシンガポール、上海および名古屋オフィス新設に関するインタビュー記事が下記雑誌に掲載されました。

「特別レポート シンガポール、上海、名古屋にオフィスの新設を決定したアンダーソン・毛利・友常法律事務所 アジア進出企業に対する直接支援を可能にする体制構築をめざす」

(月刊 ザ・ローヤーズ 2013年4月号)

2013年4月23日

当事務所のパートナー、中野雄介弁護士と中川裕茂弁護士らが、下記セミナーにおいて講師を務めます。

セミナー名:「中国独禁法に基づくカルテル等の摘発の最新情報と対策」

日時:2013年4月23日(火)15:30~17:00

場所:当事務所東京オフィス



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然
許 明義	
呉 暁青	

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森·毛利·友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.cn>